

【令和6年能登半島地震関係】

住宅の応急の修理（日常生活に必要な修理）制度について

概 要

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。

対 象

対象区域：志賀町内

対象物件：住大宅の被害が「規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること。

※申請には、り災証明書が必須です。

※全壊であっても、修理することで居住することが可能となる場合には、個別に対象となることがあります。

- ・屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分。

※施工前、施工中、施工後の写真が必須です。

注 意 点

- ・対象は修理に要する修理費等が対象です。
- ・納屋や車庫、空家は対象外です。
- ・既に修理業者に支払いを完了してしまった場合は対象外です。

費用の限度額

町が支払う費用 1世帯当たり

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合（り災証明書）：706,000円以内
- ・準半壊の場合（り災証明書）：343,000円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

受付窓口

志賀町役場 住宅支援制度窓口（まち整備課内）

電話対応のみ

☎ TEL：070-1523-8403 又は 080-7359-8554

完了期限

令和7年12月31日まで